日刊

(日曜日、

土曜日、

休日休刊

東京都

行

発

### 次

目

○特定商取引に関する法律による行政処分(四件 ……………(生活文化局消費生活部取引指導課

(--)

名称

株式会社inn

o p i

被処分者

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区 ○建築士法による二級建築士免許の取消し………… ………(都市整備局市街地建築部建築企画課)…

…………(環境局環境改善部化学物質対策課 

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律による指定自立支援医療機関の変更 ……(福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課 Ħ.

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す 廃止及び休止…………………………(同 るための法律による指定自立支援医療機関の辞退、

○都道の区域変更………(建設局道路管理部路政課)

○土砂災害警戒区域等の指定の解除(三件)……… …………………(建設局河川部指導調整課

### 告

○認定特定非営利活動法人の認定の失効………… …………(生活文化局都民生活部管理法人課)…二

○土砂災害警戒区域等の指定………………(同)…||

# ●東京都告示第七百五十四号

### 以下「法」という。)第七条第一項及び第八条第一項の規 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号

 $\triangleright$ 

### $(\Xi)$ $(\Box)$ 代表者氏名

主たる事務 所の所在地 あきる野市原小宮三百十番三号

小副川

令和三年三月十八日

処分年月日

三 処分の内容

(--)

業務停止命令

る次の行為を停止する。 (六箇月間)法第二条第一項に規定する訪問販売に係 令和三年三月十九日から同年九月十八日までの間

ア 役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ 役務提供契約の申込みを受けること。

七

ウ 役務提供契約を締結すること。

 $(\Box)$ 指示

ア 果について、業務停止命令の日から一箇月以内に東 生原因について、調査分析の上検証し、その検証結 業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発

京都知事宛て文書にて報告すること。

告

イ

違反行為の再発防止に向けた、

再発防止策及び社

内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止

務停止命令に係る業務を再開する一箇月前までに、

東京都知事宛て文書にて報告すること。

策及び当該コンプライアンス体制について、

### 示

# 令和三年五月二十八日

二項の規定により、

次のとおり告示する。

定による行政処分について、法第七条第二項及び第八条第

四

適用条項

法第七条第一項及び第八条第一項

東京都知事 小 池 百 合

子

●東京都告示第七百五十五号

令和三年五月二十八日

する。

処分について、

同条第二項の規定により、

次のとおり告示

以下「法」という。)第八条の二第一項の規定による行政

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号

東京都知事 小

池

百 合子

被処分者 小副川 巧

処分年月日 令和三年三月十八日

 $\equiv$ 処分の内容

業務を担当する役員となることを含む。)を禁止する。 行為を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該 箇月間) 令和三年三月十九日から同年九月十八日までの間 役務提供契約の締結について勧誘すること。 法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の (六

役務提供契約の申込みを受けること。

 $(\Xi)$ 役務提供契約を締結すること。

兀 適用条項 法第八条の二第一項

### ●東京都告示第七百五十六号

特定商取引に関する法律 (昭和五十一年法律第五十七号

以 下

「法」という。

第七条第一項及び第八条第一

一項の規

法第七条第二項及び第八条第

定による行政処分について、

一項の規定により、次のとおり告示する。 令和三年五月二十八日

東京都知事

小 池 百 合子

被処分者 名称

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 

代表者氏名

山 口

順幹

株式会社トーアイ工務店

主たる事務 所の所在地 四日野市日野台二丁目二十一番地の二十

処分年月日 令和三年三月十八日

(--)処分の内容 業務停止命令

る次の行為を停止する。 (六箇月間)法第二条第一項に規定する訪問販売に係 令和三年三月十九日から同年九月十八日までの間

役務提供契約の申込みを受けること。

役務提供契約の締結について勧誘すること。

ウ 役務提供契約を締結すること。

 $(\Box)$ 指示

ア 果について、業務停止命令の日から一箇月以内に東 生原因について、 業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発 調査分析の上検証し、その検証結

京都知事宛て文書にて報告すること。

イ 務停止命令に係る業務を再開する一箇月前までに、 策及び当該コンプライアンス体制について、本件業 内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止 違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社

(第17344号)

東京都知事宛て文書にて報告すること。

四 適用条項 法第七条第一項及び第八条第一項

# ●東京都告示第七百五十七号

処分について、同条第二項の規定により、 以下「法」という。)第八条の二第 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号。 一項の規定による行政 次のとおり告示 \_

令和三年五月二十八日

東京都知事 小 池 百 合 子

被処分者 山口

処分年月日 令和三年三月十八日

処分の内容

業務を担当する役員となることを含む。)を禁止する。 行為を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該 箇月間)法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の 令和三年三月十九日から同年九月十八日までの間 六

役務提供契約の締結について勧誘すること。

役務提供契約の申込みを受けること。

 $(\equiv)$ 役務提供契約を締結すること。

兀 適用条項 法第八条の二第一項

## ●東京都告示第七百五十八号

とおり告示する 年建設省令第三十八号)第六条の二の規定に基づき、次の したので、同条第三項及び建築士法施行規則(昭和二十五 いう。)第九条第一項の規定により建築士の免許を取り消 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号。 以下 法と

令和三年五月二十八日

東京都知事 小 池 百 合 子

免許の取消しをした年月日

令和三年四月二十八日

免許を取り消した者

氏名

七海 建築士の別 則夫

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第四五〇八六号

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第一号に該当するため

免許の取消しをした年月日

令和三年四月二十八日

 $\equiv$ 免許を取り消した者

氏名

小山 淳一

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第六八〇七九号

免許の取消しの理由

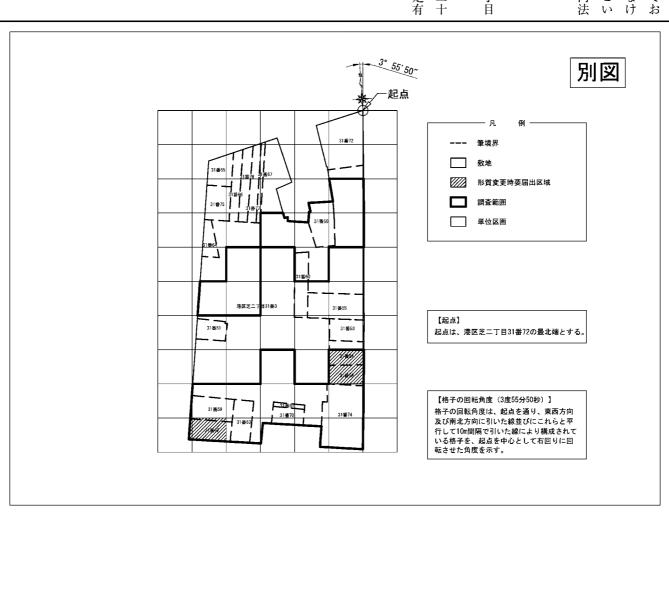
 $\equiv$ 

法第九条第一項第二号に該当するため

### ●東京都告示第七百五十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一 条 3

ŋ 第六条第二項の規定により、 第 ればならない区域 害物質の種類 九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有 土壤汚染対策法施行規則 形質変更時要届出区域 項 令和三年五月二十八日 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ を指定するので、同条第三項において準用する同法 の規定により、 鉛及びその化合物 (以下「形質変更時要届出区域」とい 東京都知事 特定有害物質によって汚染されてお 別図のとおり 次のとおり告示する。 (平成十四年環境省令第二十 小 池 (港区芝二丁目 百 合 子



水質の測定

### 東京都告示第七百六十号

第六条第

とが必要な区域 染の除去、 当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており 土壤汚染対策法 当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずるこ (以下「要措置区域」という。 (平成十四年法律第五十三号)

るので、同条第二項の規定により、 令和三年五月二十八日 次のとおり告示する。 )を指定す

害物質の種類 当該要措置区域において講ずべき指示措置 土壤汚染対策法施行規則 要措置区域 第三十一条第 別図のとおり ・二ージクロロエチレン 東京都知事 一項の基準に適合していない特定有 (平成十四年環境省令第二十 (練馬区練馬三丁目地内) 小 池 百 合 地下水の 子

### 別図 5度36分30秒 起点 練馬区練馬三才目1178番14

### 【起点】

起点は、調査対象地(練馬区練馬三丁目7173番14) の最北端とする。

### 【格子の回転角度(5度36分30秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北 方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で 引いた線により構成されている格子を、起点を中心と して、右回りに回転させた角度を示す。

### 【凡例】

敷地境界

単位区画

要措置区域

# ◎東京都告示第七百六十一号

う。) 第六十四条の規定による届出があったので、法第六

の法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」とい

十九条及び指定自立支援医療機関の指定等に関する規則

令和三年五月二十八日に基づき、次のとおり告示する。

東京都知事 小 池 百合

子

病院又は診療所 (精神通院医療)

(1) 名称及び所在地の変更

新	名	称	IH	名	称	新	所	Æ	地	IH	所	Æ	地	変更年月日
浜松町こころのス	マテーション・ク	フリニック	世界貿易センター	ービル診療内科	クリニック	港区浜松町2- タワー4階	3 – 1	日本生命浜	松町クレア	港区浜松町2 14階	-4-1	世界貿易セ	ンタービル	平成31年3月1日

(2) 名称の変更

新	名 称	IB	名	称	所 在 地	変更年月日
医療法人社団忠臣	医会大高病院	大高病院			足立区烏根3-17-8	平成29年5月1日
新宿グリーンタリ	7一内科クリニック	児島クリニック			新宿区西新宿6-14-1新宿グリーンタワービル2階	平成31年4月1日

(3) 所在地の変更

名	新	所	在	地	ľΗ	所	在	地	変更年月日
新橋アサイクリニック	港区新橋2- 3階	1 1 - 8	セントラン	ス・2ビル	港区新橋4-	4-3	新橋溝口ビル	5階	平成31年3月1日
東京都立精神保健福祉センター	台東区下谷1	-1 - 3			台東区東上暨	₹3 — 3 —	13 プラチ	ナ第2ビル	平成31年3月4日

薬局 (精神通院医療)

(1) 名称の変更

- (1) 名例の変更			
新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変更年月日
薬局マツモトキョシ matsukiyoLz B府中駅南口くるる店	☆ 薬局マツモトキョシ / 府中駅南口くるる店	府中市宮町1-50 くるるビル1階	平成31年1月30H
ファーマシィ薬局日黒中央	日黒中央薬局	日黒区 1:日黒 5 - 3 2 - 6	平成31年4月1日
鳥山駅前薬局	日本調剤 鳥山駅前薬局	世田谷区南烏山6-7-1 森田ビル1階	同 日
ひよこ薬局	ベスト薬局	杉並区高円寺南2-19-21	同日
ファーマシィ薬局かさい中央	ファーマシィかさい中央薬局	江戸川区東葛西6-27-11 アンダンテビル1階	FI 11

(2) 所在地の変更

名称	新 所	在 地	旧 所	在 地	変更年月日
たから薬局江戸川橋店	新宿区西五軒町13-3 103号室	奥神楽坂リバージュ	新宿区西五軒町13-3 3号室	関谷マンション10	平成31年2月1日
	港区白金3-1-4		港区白金3-2-3		平成31年2月28日
田辺薬局天王洲駅店	品川区東品川 2 - 2 - 2 0 スクエア 2階	天 王洲オーシャン	品川区東品川2-2-2 C階	天王洲郵船ビル2	平成31年3月1日

### 指定訪問看護事業者等(精神通院医療)

(1) 名称及び所在地の変更

新	名	称	П	名	称	新	ÐΪ	在	地	П	₽f	在	地	変更年月日
医療法人社団幸悠会 ファインデイズ青梅	訪問看護ステ		医療法人社団幸悠会 ファインデイズ	訪問看護ステ	ーション	青梅市長渕5-	-1086	多目的ホーク	レ1階	青梅市東青梅3 103号室	3-19-	7ヴィレッ	ジまるやま	平成31年2月1日
訪問看護ステーション	ンみのり		訪問看護ステーショ	ンみのり杉並		世田谷区上北洲 上北沢1065		-22 テ	ラスコート	杉並区获窪1-	6 – 2	リヴェール	A 1階	平成31年2月6日

### (2) 所在地の変更

名	新	Ðή	在	地	Ш	ēf	在	地	変更年月日
訪問看護ステーション かすみ草	昭島市中神町	1 1 3 1 -	6.5		[4 U I				平成31年2月16日
訪問看護ステーション ホームケア中野	中野区東中野	1 – 5 4 –	7 田嶋ヒ	:ル2階	中野区東中野	f1 - 3 2 -	3 ドエル	東中野20	平成31年2月21日

令和三年五月二十八日

東京都知事

小

池

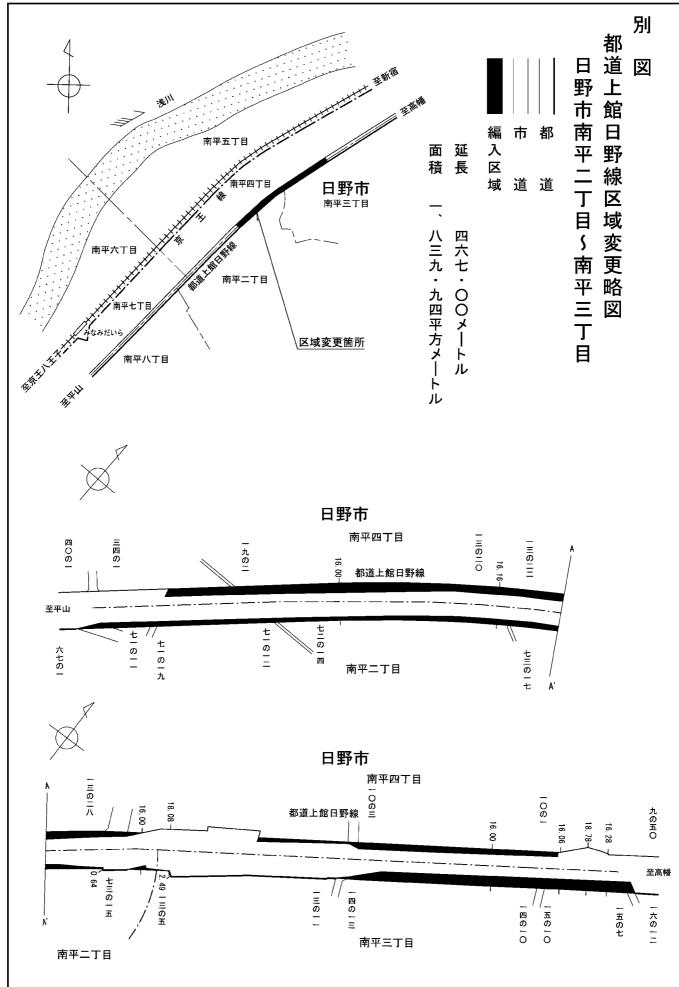
百 合 子

### ●東京都告示第七百六十二号

う。)第六十五条の規定による指定の辞退及び障害者の日 第三十三号)第五条第二項及び第六条第二項の規定に基づ 援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則 による届出があったので、法第六十九条並びに指定自立支 常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規 の法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」とい 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため (平成十八年厚生労働省令第十九号)第六十三条の規定 次のとおり告示する。

令和3年5月28日(金曜日)	東京都公報 (第17344년
院又は診療所(精神通院医療)	
1) 廃止	所 在 地 廃止年月日
外科灰院	国立市東3-11-7 平成31年3月31日
療法人社団雄仁会 メディカルケア赤坂	港区赤坂3-13-6   国際大野ビル4階-A室   平成31年4月30日
2) 休止 名 称	所 在 地 休止年月日
家駅前診療所	# 豊島区南大塚 3 - 4 3 - 1 1 福祉財団ピル 5 階
(精神通院医療)	
1) 释退	2° (0 1%
名 称 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	所         佐         地         辞退年月日           江戸川区船棚2-22-14         NSセントラルビル1階         平成30年12月31
ーマみらい甲州街道駅前薬局	日野市日野1027-1 ミヤビビル1階 平成31年3月12日
2)廃止	
名 称  ふう楽局 高幡店	所         在         地         廃止年月日           日野市高幡1005-8         ディグニータ102号         平成31年2月16日
ぎ薬局 押上店	- 型田区業平3-10-9 業平北澤ビル 平成31年2月28日
ール薬局 め薬局 祖師谷健康館	杉並区天沼3-11-1     プラウドフラット荻窪1占館B     同 日       世田谷区和館谷1-11-6     高橋ビル1階     平成31年3月8日
薬局 新代田	世田谷区羽根木1-2-8 平成31年3月9日
R 訪問看護事業者等(精神通院医療) )廃止	
名 称 つつばさ 訪問看護リハビリステーション	所在         地         廃止年月日           東久留米市学園町2-18-2         沢村屋ビル1階         平成31年2月28日
	●東京都告示第七百六十三号  道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項  の規定により、都道の区域を次のように変更する。 その関係図面は、令和三年五月二十八日から起算して二 令和三年五月二十八日 中和三年五月二十八日 中京都知事 小 池 百合子 東京都知事 小 池 百合子 一 路線名 上館日野 二 変更の区間 日野市南平二丁目十六番十二地先まで 三 変更の概要 別図表示のとおり  三 変更の概要 別図表示のとおり

(第17344号)



9

### ●東京都告示第七百六十四号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に

都建設局河川部及び中野区役所において縦覧に供する。 別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。 七十六号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特 び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第 関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及 令和三年五月二十八日 「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京

東京都知事

小

池

百 合 子

別表

### 土砂災害警戒区域

区	域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
中野区	東中野五丁目	114001-K014	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

### 土砂災害特別警戒区域

区	域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
中野区	東中野五丁目	114001-K014	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

役所において縦覧に供する。 関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及 都建設局河川部、 害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除す 三百七十五号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災 び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第 なお、 別図 は省略し、 東京都南多摩東部建設事務所及び町田市 その図面及び関係書類を東京

東京都知事 小 池

令和三年五月二十八日

百 合子

### ●東京都告示第七百六十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に

### 別表

### 1 土砂災害警戒区域

Z	区域の所在地区域の番		土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
町田市	金井一丁目	209015-K035	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

### 2 土砂災害特別警戒区域

区	域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
町田市	金井一丁目	209015-K035	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

令和三年五月二十八日市役所において縦覧に供する。都建設局河川部、東京都南多摩西部建設事務所及び八王子

東京都知事 小 池

百合子

により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及規定に基づき、平成二十八年東京都告示関及の規定に基づき、平成二十八年東京都告示関が、第一、第一、

●東京都告示第七百六十六号

域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京

### 別表

### 1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	上砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲				
八 王	緑町	201043-K068	急傾斜地の崩壊	別図のとおり				
子 市	上柚木 下柚木	201038-K021	<b>心</b> 侧滑地//朋教	がはいており				

### 2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲 建築物の構造の規制 必要な衝撃に関する事		
八王子市	緑町	201043-K068	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	
	上柚木 下柚木	201038-K021	志帆群地97朋數	別図のこわり	別凶のとねり	

### ●東京都告示第七百六十七号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に

都建設局河川部、東京都南多摩西部建設事務所及び八王子 戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。 び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警 関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及 「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京

令和三年五月二十八日

市役所において縦覧に供する。

東京都知事 小 池 百

合子

### 別表

### 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲					
八王子市	上柚木 下柚木	201038-K021	急傾斜地の崩壊	別図のとおり					

### 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項	
八王子市	上柚木 下柚木	201038-K021	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり	

Ŧi. 失効年月日 令和三年四月二十日

定の有効期間が経過したため

特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認

 $\equiv$ 

四

失効の理由

主たる事務所の所在地 棚澤 目黒区中目黒三丁目十二番五号 青路 代表者の氏名 NPO法人JKSK女性の活力を社会の活力に

東京都知事 小 池 百合子 令和三年五月二十八日

四十三号)第二十二条の三の規定により、 効力を失ったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法 施行条例の施行に関する規則 (平成十年東京都規則第二百 次のとおり公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十七 認定特定非営利活動法人の認定の失効について

条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が

公

告

_	(第17344号)	東	京	都	公	報	令和3年5月28日	(金曜日)	12
発行									
電話 ○三(五三二一)一一一一(代) 郵高 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 便————————————————————————————————————									
部 ○ 新									
三宿									
五量									
二新京									
三一一									
一目一									
一番									
代号都									
郵便番号									
定 価									
一本									
一本号									
郵 1									
本 ハ									
を六合三十									
(郵送料を含む。) □月 六、六○○円 □月 六、六○○円 □ 三○円 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □									
印刷所									
電東勝									
話 「 都 美									
○文 ┃									
八山刷									
二									
五 目 式 <b> </b>									
○ 三 一 番 会									
代号社									
電話 ○三(三八一二)五二○一(代) 郵113-000									
FSC ミックス 紙 FSC* C008270									
FSC									
ミックス 紙 FSC* C006270									